

答申(個)第20号

平成26年(2014年)10月20日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 常本照樹

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成26年6月5日付け札幌医第9012号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った個人情報一部開示決定処分(平成26年3月12日付け札幌医第9025-2号)に対する異議申立て

諮問(個)第22号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った「自分への対応について、札幌市保健所が弁護士に委任することを決定した起案」の個人情報開示請求に係る一部開示決定処分（以下「原決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成26年2月26日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、「自分への対応について、札幌市保健所が弁護士に委任することを決定した起案」の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 諮問庁の決定

諮問庁は、本件請求に対し、「平成24年度弁護士委任起案及び平成25年度弁護士委任起案」（以下「本件文書」という。）に記録されている個人情報を対象とし、条例第16条第7号ウ及びオに該当することを理由として原決定を行い、同年3月12日付け札幌医第9025-2号（以下「本件通知書」という。）により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定を不服として、同年4月16日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨**1 異議申立ての趣旨**

原決定を取り消し、原決定により非開示とした部分を全て開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は条例第16条第7号には該当しないため違法不当であるというものである。

(1) 条例第16条第7号ウ該当性について

本件は弁護士委任起案であることから、今後の異議申立人との相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことなどありえない。同様に関係機関との信頼が損なわれることもなく、円滑な協力が得られて適正な遂行に著しく支障を及ぼしはしない。

また、関係機関において適正な対応がなされ、対応に問題（不備ややましさ）がなければ、事務に関する情報であろうとも非開示にする必要はない。

(2) 条例第16条第7号ウ該当性について

関係機関における不備ややましさがないければ、適正な遂行に支障を来すことはなく、全部ないしほとんどが非開示にする必要はない。

(3) その他

医療知識等が不十分な2名の弁護士を、札幌市が代理人と定め、委任したことにより、本来、中立的な立場から相談等に対応すべき関係機関が、相談業務の適正な遂行を怠るなどし、異議申立人に関する情報が得られず、医療行為にも支障を来している。よって、札幌市がどのように代理人を定め、委任したかを知るために個人情報の開示請求を行い、平成24年度及び平成25年度の弁護士委任起案を入手したものの、条例第16条第7号を強引にこじつけ、非開示とされるのは理不尽といわざるを得ない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

1 非開示情報

本件異議申立てに係る非開示部分は、次の情報である。

- (1) 本件文書のうち、本件通知書の別表1及び別表2の「該当条文及び非開示理由」欄において(1)の理由により非開示とした部分。
- (2) 本件文書のうち、本件通知書の別表1及び別表2の「該当条文及び非開示理由」欄において(2)の理由により非開示とした部分。
- (3) 本件文書のうち、本件通知書の別表1及び別表2の「該当条文及び非開示理由」欄において(3)の理由により非開示とした部分。

2 非開示とする理由について

(1) 条例第16条第7号ウ該当性

ア 前記1(1)の非開示情報は、異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、今後の異議申立人との相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

イ 前記1(2)の非開示情報は、異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれて必要かつ円

滑な協力が得られにくくなるなど、今後の当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

(2) 条例第16条第7号オ該当性

前記1(3)の非開示情報は、開示することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る決定の妥当性について検討する。

2 非開示情報について

本件異議申立てに係る非開示部分は、次の情報であると認められる。

- (1) 本件文書のうち、本件通知書の別表1及び別表2の「該当条文及び非開示理由」欄において(1)の理由により非開示とした部分。
- (2) 本件文書のうち、本件通知書の別表1及び別表2の「該当条文及び非開示理由」欄において(2)の理由により非開示とした部分。
- (3) 本件文書のうち、本件通知書の別表1及び別表2の「該当条文及び非開示理由」欄において(3)の理由により非開示とした部分。

3 条例第16条第7号ウの該当性について

- (1) 本号ウは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

- (2) 前記2(1)の非開示情報は、異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、今後の異議申立人との相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

また、前記2(2)の非開示部分は、異議申立人からの医療相談に係る事務に関する情報であり、開示することにより、関係機関との信頼関係が損なわれて必要かつ

円滑な協力が得られにくくなるなど、今後の当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

4 条例第16条第7号オの該当性について

- (1) 本号オは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、本号アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。
- (2) 前記2(3)の非開示情報は、開示することにより、当該事務が目指す成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号オに該当し、非開示が妥当である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成26年 6月 5日	諮問書及び諮問庁の一部開示決定理由説明書を受理
平成26年 6月 9日	異議申立人に諮問庁の一部開示決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成26年 7月16日	異議申立人の意見書を受理
平成26年 9月 3日 (第131回審査会)	審議 (事案の経過・概要等)
平成26年 9月25日 (第132回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成26年10月14日 (第133回審査会)	審議
平成26年10月20日	答申